

白石市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条－第10条）

第4章 市長と議会の関係（第11条－15条）

第5章 議会活動の活性化（第16条－第20条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第21条－第25条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第26条－第28条）

第8章 議会改革と見直し手続き（第29条－第31条）

附則

（前文）

白石市民から選挙で選ばれた議員で構成する白石市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた白石市長とともに、白石市の代表機関を構成します。

それぞれに、議会は多数による合議制の議事機関として、また市長は独任制の執行機関として、異なる特性を生かして、互いに競い合い、協力しながら、市民の意思を的確に市政に反映させ、白石市の最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

近年、急激な人口減少と少子高齢化社会の到来など国と地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化するとともに、市民のニーズも多様化しています。

また、地方議会においては、「議会が市民に見えていない」「議会と市民との距離が離れている」などの声も聞かれる中、私たち議会は、今、この声に耳を傾け、市民と真摯に向き合うことが必要だと考えます。

このような状況の下、私たち議会は、昭和29年の市制施行から60年を経た今、あらためて「議会は民意を反映する場であり、地方自治体における最高の意思決定機関である」ことを胸に刻み、地方自治法（昭和22年法律

第67号。以下「法」という。)が定める規定の遵守とともに、その持てる権能を十分に駆使して、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な市民参画の推進、議員間の自由な討議の展開、市長等の行政機関との緊張関係の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議員活動を支える体制の整備等の取り組みを明らかにし、かつ的確に実践することにより、議会の責務を果たし、より市民に開かれた信頼される議会を築きます。

よって議会は、市民の声を聞き、地方自治の本旨である市民福祉の向上及び市勢の伸展のため、さらなる議会改革の推進を決意し、ここに白石市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

【説明】

①分権と自治の時代にふさわしい議会の役割と、議会に関する基本的事項を明確化することにより、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的として規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指す。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関の市政運営状況を監視する。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指す。
- (4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成を図る。

- (5) わかりやすい言葉、表現を用いた議会運営を行う。
- (6) 議会運営にかかわる条例、規則、申し合わせ事項及び先例等を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革を推進する。
- (7) 議会を代表する議長、副議長の選出に当たっては、立候補制とし、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。

【説明】

議会の活動原則について、次の事項を規定しています。

- ①開かれた議会運営 ②市政運営の監視 ③市民意見の把握
- ④議員間自由討議の推進と合意形成 ⑤わかりやすい議会運営
- ⑥議会運営の継続的な見直し ⑦正副議長の立候補制

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじる。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指す。
- (3) 議員立法による積極的な条例提案を推進する。

【説明】

議員の活動原則について、次の事項を規定しています。

- ①議員間の自由な討議の重視
- ②市民の意見の的確な把握と市民全体の福祉の向上
- ③政策水準の向上を図り、積極的な条例提案の推進

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を共有する議員で構成し、合意形成に努めるものとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催する。
- 4 会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【説明】

- ①合議制の機関である議会において、議員は会派を結成し、政策集団として活動ができ

ることを定めています。

②会派は、政策を同じくする議員により構成し、自分たちの政策を実現していくために、会派内で協議し、合意形成に努めることを定めています。

③必要がある場合は、会派代表者会議を開催することを定めています。

④会派及び会派代表者会議に関する必要な事項は別に定めるとしてあります。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等を原則公開とする。

3 議会は、全ての議案に対する各議員の賛否をホームページ等で公表することで、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならない。

【説明】

①議会の果たすべき重要な責任として、情報公開の徹底と、市民に対する説明責任の履行を定めています。

②これまで委員長の許可制だった常任委員会・特別委員会等の傍聴は、白石市議会会議規則第110条及び白石市議会委員会条例第20条の規定による秘密会の開催を除き、原則公開とすることを定めています。

③選挙における議員に対する市民の評価が的確になされるよう、全ての議案に対する各議員の賛否をホームページ等で公表することを定めています。

(市民との連携)

第6条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

2 議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。

3 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

【説明】

- ① 市民と議会の関係を、「双方向の関係」としていくために、市民との意見交換の場を多様に設け、市民の関心や意見を把握し、議員の政策立案能力を強化して、政策提案の拡大に努めていくことを定めています。
- ② 請願及び陳情は、これまでの議会に対するお願いという位置付けから、市民による政策提案という位置付けに変え、提案者が希望した場合には、提案の趣旨のみに限定せず様々な意見を聴く機会を設けることを定めています。
- ③ 多様な意見聴取の手法として、必要に応じて法に基づく参考人制度や公聴会制度を十分活用していくことについて定めています。

(市民との意見交換会)

第7条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、全議員出席のもとに意見交換会を年1回以上開催しなければならない。

2 意見交換会に関することは、議長が別に定める。

【説明】

- ① 前条の「双方向の関係」を築くために、「議会」が積極的に地域に出て行き、直接、市民に対して議会活動の状況報告や、市政に関する情報提供をするとともに、市民の関心や意見等を直接聞くことのできる貴重な機会として年1回以上「市民との意見交換会」を実施することを定めています。
- ② 意見交換会の班編制や議員の役割等の詳細については、別に定めていくこととしています。

(一般会議の設置)

第8条 議会は、政策的な情報及び意見を交換するため、議会が必要と認める場合又は市民団体等の求めに応じ一般会議を行うことができる。

2 一般会議に関することは、議長が別に定める。

【説明】

- ① 一般会議は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議会が必要と認める場合又は、市民団体等からの開催の求めに応じ、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として開催することを定めています。
- ② 一般会議の開催方法等については、別に定めていくこととしています。

(政策企画調整会議)

第9条 議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策

立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。

2 前項の政策企画調整会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【説明】

①議会が広聴活動で得た市民の意見・要望等を政策や提言として検討する場として、議員で構成する政策企画調整会議を設置することを定めています。

②この会議の詳細については要綱等で別に定めていくこととしています。

(議会モニター)

第10条 議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。

2 前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【説明】

①議会は、市民から議会運営等に関する意見や要望等を聴取し、議会運営に反映させるため、議会が必要と認めた場合には、議会モニターを設置することができることを定めています。

②議会モニター制度の詳細については、要綱等で別に定めていくこととしています。

第4章 市長と議会の関係

(市長等との関係)

第11条 議会審議における議員と市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）との関係については、緊張関係を保持するものとする。

2 議案の審議は、本会議を中心に行い、市民にわかりやすい議会運営に努めなければならない。

【説明】

①議会審議において議員と市長及び執行機関の職員とは緊張関係を保つことを定めています。

②本会議を中心に行うとは、市長が出席し、ネット中継を行う本会議場での公開の場における審議を、これまで以上に重視し、市民にとって政策決定過程がわかりやすい議会運営を目指すことを定めています。

(一問一答及び反問権)

第12条 議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問及び議員提出議案に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【説明】

①前条第2項の「わかりやすい議会運営」を目指すために、これまで一般質問でのみ採り入れてきた一問一答方式を、本会議における質疑も含め、すべて一問一答に統一して行うことを定めています。

②市長等が議会の審議において、議員からの質問に答えるだけでなく、論点・争点を明確にし、市民にわかりやすい議論にするとともに、議論の質の向上を図るため、議長の許可を得て、議員の質問及び議員提出議案に対して、逆質問することができることを定めています。

(市長提案政策等の詳細説明)

第13条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市総合計画との関連性及び整合性
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

【説明】

①市長が、重要な政策等を提案する場合、議会審議における、公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、議会は7項目について説明を求めることを定めています。ここでいう重要な政策等とは、中・長期にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に重

大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業を指します。

(予算及び決算における説明)

第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

【説明】

①市長が予算案や決算を議会に提出するに当たっては、議員が審議を深めやすいよう、わかりやすい説明を市長に求めることを定めています。

(法第96条第2項の議決事項)

第15条 法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事項は、市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画とする。

【説明】

①地方自治法第96条第1項では、議会で決定しなければならない(議決)事項を定めています。第2項では、それら以外に重要なものは条例により決める事ができるという規定になっています。

この条例では、議会が議決機関としての責任を果たすとともに、市民の福祉向上と市の発展のため、市政運営の総合的な指針となる基本構想と基本構想に基づく基本計画を、あらたに議決項目とすることを定めています。

この基本計画等を策定する場合には、その策定過程において議会への報告を求め、また、一般会議を活用し、より市民意見を計画に反映できるよう市長に求めます。

第5章 議会活動の活性化

(自由討議の保障及び拡大)

第16条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営とする。

2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を重視し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行う。

【説明】

①議会は討論の場であるとの原則から、議会の会議は、議員間の自由討議を重視した運営に努めていくことを規定しています。

②自由討議を積極的に推進し、議員間において多様な意見を出し合うことにより、議員自らも、積極的な政策提言や条例提案等に努めることを規定しています。

(政務活動費の交付及び公開)

第17条 会派は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう白石市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年白石市条例第1号。以下この条において「政務活動費条例」という。）の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。

2 前項の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行し、ホームページ等で公開しなければならない。

【説明】

①法を根拠として会派へ交付される政務活動費を、調査研究にとどまらず、積極的な政策立案につなげていくとともに、厳正かつ適切に活用していくことを定めています。

②政務活動費の交付を受けた会派は、公平性、透明性の観点から、政務活動費による活動状況をホームページ等で公開していくことを定めています。

(専門的知見の活用)

第18条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図る。

【説明】

①市の直面する重要課題に対応するために、議会自らがイニシアチブをとって、大学等の研究機関や専門家との連携を積極的に活用することで、その重要課題の解決を図ることを定めています。

(委員会の適切な運営)

第19条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

【説明】

①重要な行政課題に対し、常任委員会、特別委員会の持つ専門性や特性を活かし、適切かつ迅速に対応していくことを定めています。

(交流及び連携の推進)

第20条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

【説明】

①自治体が抱える諸課題や議会のあり方について、近隣の自治体議会を初め、他の議会と交流・連携を推進し、調査研究を行っていくことを定めています。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会及び議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

2 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【説明】

①議会の政策提案機能等を補助するよう議会事務局の体制整備について定めています。
②積極的な議会活動と効率的な議会運営を図るため、必要な予算を確保するよう努めることを定めています。

(議員研修の充実強化)

第22条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙等を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるものとする。

【説明】

①4年ごとの一般選挙等により議員が入れ替わった任期開始後において、全ての議員がこの条例の理念を共有し、かつ内容を正しく理解するために、議長主催により議会基本

条例研修会を開催することを義務付けています。

- ②議員の資質向上と政策形成、立案能力の向上のため、市町村アカデミーなど研修機関による研修への参加を推進するなど、研修の充実強化を図ることを定めています。
- ③多岐にわたる政策課題に対応するため、専門家を招聘するなど各分野から専門的知識を取り入れた研修に努めていくことを定めています。

(議会広報の充実)

第23条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

【説明】

- ①情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、市民が議会や市政に関心を持つように広報活動を強化していくことを定めています。

(議会図書室)

第24条 議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【説明】

- ①議員の調査研究に資するため、議会図書室を充実させ、有効に活用するよう定めています。

(調査機関の設置)

第25条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。

3 第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【説明】

- ①市政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができることを定めています。
- ②必要と認めるときは、この調査機関に議員を加えることができることを定めています。

③調査機関設置の詳細については要綱等で別に議長が定めることとなります。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第26条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感をもって、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

【説明】

①議員は、市民全体の代表者として高い倫理観と深い識見によって行動するよう定めています。

(議員定数)

第27条 議員定数は、白石市議会議員定数条例(平成12年白石市条例第32号)の定めるところによる。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

3 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、議長に提出するものとする。

【説明】

①平成23年に地方自治法が改正され、人口に基づく地方議会の議員定数の上限が撤廃となり、議員定数の決定は、自治体の自主的な判断により別に条例を定めるところによることとしています。

②議員定数は、行財政改革の側面だけでなく、本市が抱える課題や、人口などの将来展望について、参考人制度や公聴会制度を活用するなど市民の意向を把握して総合的に検討していくことを定めています。

③議員定数の改正は、議員が提案する場合は、市民への説明責任を果たすためにも、総合的な検討に基づいた十分な説明を行うものと規定しています。

(議員報酬)

第28条 議員報酬は、白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和43年白石市条例第6号)の定めるところによる。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握するものとする。

3 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

【説明】

①議員報酬は、別に条例の定めるところによることとしています。

②議員報酬の改正については、定数改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用し、市民の意向を把握できることを定めています。

③議会は、把握した結果について、議長を通じて市長に提出できることを定めています。

第8章 議会改革と見直し手続き

(議会改革の継続)

第29条 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。

【説明】

①議会制度に係る法改正があったときや、議会改革が必要な諸課題が発生したときには、それらを調査又は検討する組織を設置し、速やかに対応することを定めています。

(他の条例との関係)

第30条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

【説明】

①この条例は、議会に関する基本を定めた条例であるため、議会に関する他の条例や規則等を制定したり、改廃を行う場合は、この条例の内容と整合性を図らなければならないことを定めています。

(見直し手続)

第31条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

- 2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【説 明】

- ①4年ごとの一般選挙により議員が入れ替わった任期開始後に、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検証することを定めています。
- ②検証の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の適切な措置を講じることを定めています。
- ③この条例を改正する場合には、市民への説明責任を果たすため、その理由や背景等を本会議において説明することを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。